

みなさまの大切な農地をお貸しください!

農地中間管理機構とは

農地中間管理機構とは、農地の出し手(地主)と受け手(農家)の仲介役として、農地集積・集約化に取り組む「信頼できる農地の中間的受け皿」として事業を行う公的機関です。

農地中間管理事業の概要

- ①出し手から農地を借受け、集約化して受け手(農家)へ貸付け
- ②預かった農地は、借り手が見つからない場合でも最長2年間の適正管理
- ③必要と判断される場合の農地の利用条件整備

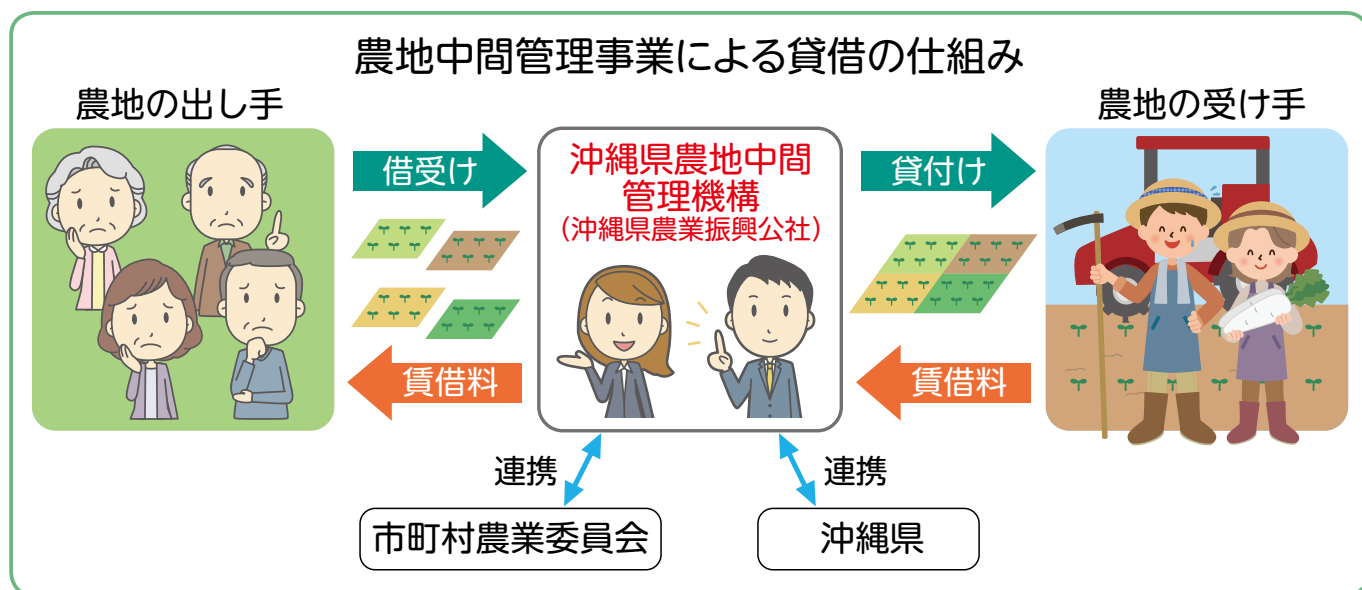
農地中間管理事業を活用するメリット

【出し手(地主)のメリット】

- ①賃料の徴収・支払いは、農地中間管理機構が責任を持って行います。
- ②農地借入れ契約期間の満了時には、農地所有者に確実に返ってきます。
- ③借り入れた農地は、借り手が見つかるまで、最長で2年間適切に管理し、その間の出し手への賃料は、機構が支払います。
- ④出し手(地主)は一定の要件を満たせば、賃借料とは別に「機構集積協力金」の交付を受けられる場合があります。

【受け手(農家)のメリット】

- ①農地を集積・集約化し、できるだけ、まとまった農地を受け手(担い手)へ貸し付けるので、農業経営の効率化が図られます。



【お問い合わせ先】

うるま市農政課：☎098-965-5607

うるま市農業委員会事務局：☎098-965-5608

沖縄県農地中間管理機構中部担当：☎098-923-1661